

## 結核指定医療機関の各種手続きについて

届出内容	必 要 書 類			
新規	「医療機関指定申請書」（以下「申請書」）に「保険医療機関指定通知書」、「保険薬局指定通知書」、又は訪問看護事業者等の「指定通知書」の写しを添付して提出。※1 ※通常、保健センターが申請書を収受した日からの指定となる。			
辞退	「指定医療機関辞退届」（以下「辞退届」）に指定書を添えて提出。※2			
変更	経営主体が個人	変更箇所	医療機関住所	「辞退届」に指定書を添えて提出し、新たに「申請書」を提出。※2
			医療機関名称	「指定医療機関変更届」（以下「変更届」）に指定書を添えて提出。※2
			開設者住所	
			開設者	「辞退届」に指定書を添えて提出し、新たに「申請書」を提出。※2 ただし、婚姻等による氏名の変更の場合は「変更届」に指定書を添えて提出。
	経営主体が法人等	変更箇所	医療機関住所	「辞退届」に指定書を添えて提出し、新たに「申請書」を提出。※2
			医療機関名称	「変更届」に指定書を添えて提出。※2
			開設者住所	
			開設者	<b>代表者のみの変更</b> の場合は、「変更届」に指定書を添えて提出。※2 <b>法人等の経営主体の変更</b> の場合は、「辞退届」に指定書を添えて提出し、新たに「申請書」を提出。※2 <b>法人等の名称のみの変更</b> の場合は、「変更届」に指定書を添えて提出。※2
再交付	「医療機関指定書再交付願」に指定書を添付して提出。※2			

※1 申請時に未交付の場合は、後日提出も可

※2 紛失等により原本を添付できない場合は、「理由書」に、「保険医療機関指定通知書」、「保険薬局指定通知書」、又は訪問看護事業者等の「指定通知書」の写しを添付

注 1) 手続先は、医療機関所在地を管轄する保健センター。

注 2) 住所変更は、敷地の異なる変更の場合のみ手続きが必要で、住居表示等による住所変更は手続き不要。（指定書の変更もしない。）